

外国法事務弁護士制度に係る検討会について

1 設置の経緯及び趣旨

外国法事務弁護士制度については、これまでも、国内外の要望等を踏まえつつ、その制度の在り方につき検討がされてきたところですが、この度、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）（別紙1）において、「増加する国際的な法的需要等を踏まえ、外国法事務弁護士制度に関し、諸外国の制度の状況を勘案しつつ、承認についての職務経験要件の基準等について、外国法事務弁護士の参画を得て、外国法事務弁護士制度に係る検討会（仮称）を設置する。」とされたことを受け、法務省及び日本弁護士連合会は、「外国法事務弁護士制度に係る検討会」を設置し、職務経験要件の基準等を始めとした外国法事務弁護士制度について、弁護士及び外国法事務弁護士のみならず、各界の有識者からも専門的な知見に基づく幅広い意見を伺うこととしました。

なお、本検討会においては、「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」（平成26年10月10日国家戦略特別区域諮問会議決定）（別紙2）における、外国法事務弁護士制度に関する指摘についてもその検討の対象とすることとしています。

2 構成員（敬称略 五十音順）

座長	松下 淳一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	出井 直樹	弁護士
	大村 雅彦	中央大学法務研究科教授
	岡田 春夫	弁護士
	加藤 裕子	三菱商事法務部企画法務チーム課長
	亀井 正博	富士通法務・コンプライアンス・知的財産本部副本部長
	ケン・レブラン	外国法事務弁護士
	上妻英一郎	弁護士
	崎村 令子	外国法事務弁護士
	陳 天華	外国法事務弁護士
	中西 康	京都大学法学研究科教授

3 検討事項

- （1）職務経験要件の基準
- （2）その他外国法事務弁護士制度に関する課題等

規制改革実施計画

(平成26年6月24日閣議決定・外国法事務弁護士関連部分抜粋)

Ⅱ 分野別措置事項

5 貿易・投資等分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

(略)

こうした国益に資する観点から、輸出入や対内外直接投資を促進するため、①対日投資促進、②空港規制の緩和、③外国法事務弁護士制度の見直し、④相互認証の推進、⑤輸出入の円滑化・通関手続の合理化、⑥入管政策の改定、⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し、⑧貿易に関する物流の効率化に重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

③外国法事務弁護士制度の見直し

No	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
9	外国法事務弁護士制度に係る検討会の設置	増加する国際的な法的需要等を踏まえ、外国法事務弁護士制度に関し、諸外国の制度の状況を勘案しつつ、承認についての職務経験要件の基準等について、外国法事務弁護士の参画を得て、外国法事務弁護士制度に係る検討会（仮称）を設置する。	平成26年度措置	法務省
10	外国法事務弁護士の承認・登録手続の透明化	外国法事務弁護士登録手続の手順及び標準処理期間の透明化並びに申請者の利便性向上について、必要に応じ申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日本弁護士連合会が協議を行う場を設け、検討する。	平成26年検討開始	法務省
11	外国法事務弁護士の承認・登録手続の簡素化	外国法事務弁護士の承認・登録に係る手続の簡素化・迅速化について、申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日本弁護士連合会が協議を行う場を設け、検討する。	平成26年検討開始	法務省
12	外国法事務弁護士法人の設立のための環境整備	外国法事務弁護士が法律事務を提供することができる法人組織（外国法事務弁護士法人）の設立を可能とするよう所要の措置を講ずる。	平成26年上期措置	法務省

別紙 2

国家戦略特区における追加の規制改革事項等について

(平成26年10月10日国家戦略特別区域諮問会議決定・外国法事務弁護士関連部分抜粋)

- ◇ 2015年度までの2年間を集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていく国家戦略特区については、「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、指定した特区の区域会議や、全国の地方自治体・民間からの提案も踏まえ、「ビジネス環境の改善・グローバル化」、「公的インフラ等の民間開放」、「持続可能な社会保障制度の構築」、「新たな地方創生モデルの構築」等の観点から、必要な規制改革事項を追加する。
- ◇ 具体的には、引き続き、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおける検討も踏まえ、以下の事項を規制の特例措置として具体化した上で、今臨時国会に提出する国家戦略特別区域改正法案に必要な規定を盛り込むなど、所要の措置を講ずる。

1. ビジネス環境の改善・グローバル化

- ◇ 新陳代謝による経済の活性化を促し、世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出するため、「起業・開業の促進」、「外国人の受入れ推進」などに関する以下の規制改革事項について、今臨時国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。

(6) 外国での弁護士資格取得者の国内での活動推進

- ・ グローバル化に伴う外国法に関する法律事務の提供を拡大するため、外国での弁護士資格取得者の国内での活動を推進する方策について、改正法案施行後半年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

【参考】

第9回国家戦略特別区域諮問会議有識者議員提出資料「追加の規制改革事項について」(外国法事務弁護士関連部分抜粋)(平成26年10月10日)

4、外国での弁護士資格取得者の国内活動推進 (略)

外国法事務弁護士の登録に必要な実務経験に係る特例、弁護士及び外国法事務弁護士が社員となる法人制度導入などの方策を検討すべきである。